

介護分野の文書に係る負担軽減に
関する専門委員会（第12回）

資料

令和4年9月29日

介護分野の文書に係る負担軽減について

令和4年9月29日

厚生労働省 老健局

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会について

○ 設置の趣旨

介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して、必要な検討を行う。

○ 検討事項

▶ 介護分野において、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書に関する負担軽減策を検討。

【検討対象とする主な分野】 注) 介護報酬の要件等に関連する事項については、介護給付費分科会にて検討。

- ① 指定申請関連文書 (人員・設備基準に該当することを確認する文書等)
- ② 報酬請求関連文書 (加算取得の要件に該当することを確認する文書等)
- ③ 指導監査関連文書 (指導監査にあたり提出を求められる文書等)

▶ 中間取りまとめ（令和元年12月4日）で示された3つの視点にたち、明確な検討スケジュールを定め具体的な取組方策を検討。

【3つの視点】

- I 簡素化 (様式・添付書類や手続きの見直し)
- II 標準化 (自治体ごとのローカルルールの解消)
- III ICT等の活用 (ウェブ入力・電子申請)

【検討スケジュール】

- 令和元年度内目途の取組 (押印や窓口負担の最小化 等)
- 1～2年以内の取組 (変更・更新時の負担軽減 等)
- 3年以内の取組 (ウェブ入力・電子申請 等)

○ 委員名簿 (敬称略、五十音順) (令和4年9月29日現在)

- 井口 経明 東北福祉大学客員教授
- 岩澤 由子 公益社団法人日本看護協会医療政策部長
- 江澤 和彦 公益社団法人日本医師会常任理事
- 遠藤 健 一般社団法人全国介護付きホーム協会顧問
- 大串 清文 奥多摩町福祉保健課長
- 小椋 瑞穂 豊島区保健福祉部介護保険課長
- 木下 亜希子 公益社団法人全国老人保健施設協会社会保障制度委員会委員
- 清原 慶子 杏林大学客員教授/ルーテル学院大学客員教授
- 小泉 立志 公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
- 陶山 茂 秦野市福祉部参事(兼)高齢介護課長
- ◎野口 晴子 早稲田大学政治経済学術院教授
- 橋本 康子 一般社団法人日本慢性期医療協会会長
- 濱田 和則 一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
- 諸星 仁志 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長
- 山際 淳 民間介護事業推進委員会代表委員

◎:委員長
○:委員長代理

○ 開催履歴

令和元年8月7日(水)	第1回委員会
8月28日(水)	第2回委員会 事業者団体からのヒアリング他
9月18日(水)	第3回委員会 論点整理 他
10月16日(水)	第4回委員会 負担軽減策についての議論他
11月27日(水)	第5回委員会 中間取りまとめ(案) 他
12月4日(水)	中間取りまとめの公表
12月5日(木)	介護保険部会への報告
令和2年3月30日(月)	第6回委員会 取組の進捗、今後の進め方他
11月13日(金)	第7回委員会 負担軽減策についての議論他
令和3年3月17日(水)	第8回委員会 負担軽減策についての議論他
令和4年1月20日(木)	第9回委員会 負担軽減策についての議論他
7月21日(木)	第10回委員会 負担軽減策についての議論他
8月24日(水)	第11回委員会 関係団体からのヒアリング他
9月29日(木)	第12回委員会 論点整理 他

本日のテーマ

- 第10回・第11回委員会でいただいた主なご意見
- 中間取りまとめ後の検討すべき主な論点（案）
- 各論点に関する負担軽減策について（案）
- 取りまとめ骨子（案）





（参考）規制改革実施計画について

（参考）ケアプランデータ連携システムについて

- 第10回・第11回委員会でいただいた主なご意見

第10回・第11回委員会でいただいた主なご意見

※第10回委員会委員ご発言による意見と第11回委員会の関係団体ヒアリング、
団体提出資料及び質疑時ご発言による意見を事務局の責任にて、主な内容を
まとめたもの。

- <凡例>
-  : 第10回委員ご意見
 -  : 第11回ヒアリングご意見
 -  : 第11回団体提出資料ご意見
 -  : 第11回質疑時ご意見

(1) 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例に関するご意見

- 押印を求める用紙がまだ残っている。
 - 国が示している様式例の使用がどこまで浸透しているかフォローアップが必要だと思う。
 - 国が示す添付書類の様式例の追加は、数が多すぎても提出書類が増えてしまうなど問題が発生する可能性がある。
 - 加算に関わる書類が非常に煩雑である。加算ごとの必要性や、加算の要件が適切かどうかについては、介護給付費分科会マターではあると思うが、文書負担軽減の観点からも検討が引き続き必要であると思う。
 - 訪問看護事業所の中には、事業所を複数の県で設置している法人やサテライトもあり、事業所内で統一様式等がある場合もある。自治体によってこのように簡素化への対応に違いが生じてしまうと、かえってそのような規模の事業所では対応が複雑になってしまう。
 - 全体に添付を求める書類は可能な限り最小限にとどめて、どうしても各自治体のほうで追加が必要な場合においては、事業者理由を示していただき、添付書類の追加をできることとするなど、このような対応を検討いただきたい。
- 「地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。」（「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」）については、極力限定して頂きたい。
 - 押印又は署名欄を設けないことを基本とすることについても賛成。
 - 指定申請等の際の「資格者証」の添付について、登録番号等の記載で代替できないか検討いただきたい。
 - 事業者は保険者毎に書類の作成が必要となり、煩雑になるために書式の統一が必要である。
- 原則、書面への印鑑は不要とし、各種申請書式の統一化をはかってほしい。
 - 「中間とりまとめ」や令和3年3月30日付の文書において示されている、取扱いの変更及び簡素化等の決定事項の確実な周知徹底と別途掲示される様式、チェックリスト、ガイドライン等の速やかな公開を要望する。

第10回・第11回委員会でいただいた主なご意見

(1) 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例に関するご意見

- 介護予防・日常生活支援総合事業、障害者総合支援法における居宅介護・重度訪問介護においても、指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の簡素化・標準化、関連する文書の共通化を進めてほしい。
 - 通知により、様式例は、原則として都道府県等において厚生労働省の標準様式の変更を加えずに使用することとなっているが、現状は各指定権者により様々に修正されている。通知の通り、様式例の欄外に記載欄を追加するか、別紙での提出を求める等の対応を行うことを徹底してほしい。
 - 介護保険法施行規則において規定されている、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項については、通知通りに省略してほしい。
-
- 処遇改善関連の加算については、書式を含めて簡素化していくということが重要である。

第10回・第11回委員会でいただいた主なご意見

(2) 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口に関するご意見

- 専用窓口については、どのようにルールを図っていくのか今後の専門委員会の中で構わないので、検討内容を教えてほしい。
- 専用窓口の入力項目等については、複数要望が入力できるようにするなどの余地があるのではないかと思う。
- 要望が提出できることに意味があるが、それをしっかりと受ける組織があるということも大事である。
- 介護保険制度が介護事業者と自治体、そして国との協働・連携に進んでいくためのいわゆるプラットフォームに本委員会がなるべきであると考える。

- 地方公共団体においても、国と同様の会議体（3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体）の設置、処理状況の公表を制度化すべきと考える。
- WEB（オンライン）上での提出および回答データの集計・公表等を検討いただきたい。
- 介護事業者や学識経験者だけでなく、三師会や介護団体等の関係団体からも参画し、課題等を共有していくことで、より簡素化や利便性向上に資することになると思うので、検討していただきたい。

- 各種問合せ窓口（問合せ・申請受付フォーム）をインターネット上に設置し、24時間365日受付（web申請）できるようにしてほしい。
- 各種問合せ窓口を対面だけでなく、web上（チャット・web会議）でも対応できるようにしてほしい。

第10回・第11回委員会でいただいた主なご意見

(3) 「電子申請・届出システム」に関するご意見

- 利用意向が見えていない自治体に対するアプローチの方法についても、今後の委員会で示していただき、また議論を行ってはいかがかと思う。
- 当面の間、各自治体においてどの程度「電子申請・届出システム」が使用されているのか、フォローアップが必要ではないかと思う。
- 政府全体が進めるデジタルガバナンスと自治体DXとの取組の整合性も求められていくと思っており、とりわけ「個人情報保護」と「情報セキュリティ」に配慮した取組を期待している。
- 導入して紙ベースのものがつくれる、そしてまた、そのデータ自体が自分のところでも保存しておけるとなると、紙ベースであってもかなり事業者にとって簡素化できると思う。
- システムを使うことによって一括的に届出ができる。例えばその法人の代表者が替わった場合に、一つずつの事業所のある市町村に提出しなければいけない書類が一括できるようになるのか、そこを期待している。
- 特にセキュリティ管理の注意喚起をぜひ事業所に対してお願いしたい。
- ヒアリングに伴走支援という名前がついていることが重要。民間シンクタンクの支援を含め、伴走支援の実効性のある取組を期待。
- 人手不足であったり、地方の現場では高齢化が進んでいたり、電子化に対応するための技術的な苦勞もある。丁寧に現場の声を聞きながら進めていってほしい。
- ICT化の推進には、事業所及び施設に対する周知方法が重要と考えている。丁寧かつ分かりやすい説明により、着実に情報が届くようにしていただきたいと思っている。
- 「電子申請・届出システム」の利用が困難な場合は、利用可能となるまで、例えばメールや郵送でも受付できるようにするなど柔軟な対応をお願いできればと思う。
- 報酬改定年は介護事業者は加算等の届出で新たなシステムに対応できる余裕がない状況になっていると思われ、スムーズに導入できるよう配慮が必要と考える。
- できるだけスムーズに取り組めるように、伴走支援事業は示したスケジュールどおりお願いしたい。

- 介護現場のエビデンスベースの介護を進めるためのITリテラシーの強化と、そのために必要とするデータ収集と使い勝手の機能性を備えた介護現場向けのITデバイスの開発が必要と考える。加えて、現況報告等の他の提出物とのデータリンクが出来れば更に効果的と考える。
- 電子システム化の実施については、各事業者や各行政の担当者によって年代やリテラシーにばらつきがあることから、システムの利用・留意マニュアルや動画等の作成を検討いただきたい。

第10回・第11回委員会であられた主なご意見

(3) 「電子申請・届出システム」に関するご意見

- 同一法人で複数の介護保険事業者（事業所）を運営している場合、データを共有する仕組みを推進する等、柔軟な支援を要望。
 - 「電子申請・届出システム」の導入にあたっては、誰もが使いやすく、わかりやすい視点での設計をお願いしたい。
 - 事業所台帳管理システム間でやり取りすることとなるよう計画されているが、介護サービス情報公表システムにおける公開される情報の精度も求められることから、情報の更新についても併せて都道府県より周知・徹底いただくようお願いしたい。
 - 通知により、押印した文書をPDF化し、電子メール等により送付することも可能となっているが、実際は受け付けていない指定権者が多い。
 - 更新時には、指定申請時の情報を変更があった部分のみを修正すればよいシステムにしてほしい。
 - 他法制度に関する申請についても、電子申請・届出システムに含めていただきたい。
-
- 小規模事業者でも対応できるようなシステムについて、補助であるとか、あるいはそういう作り込みができないか。
 - 行政システムを共同利用できるようなICT、具体的にはデジタル庁が推進しているガバメントクラウドといったものがあると思うが、そういったものを活用することによって部局間のデータの共有、情報共有を推進することができないか。
 - 国が進めるデジタルガバメントの取組、そして、総務省の自治体DX計画に基づいて各自治体がデジタルトランスフォーメーションについて進めているが、そのときに介護保険の分野で先行してきた文書負担の軽減、そして、それに併せた電子申請届出システムなどの取組というのは、より国民に近いところで、しかも負担を軽減することで福祉サービスの向上を図るという趣旨でも、より一層全国的に波及していくべき取組だと思っている。

第10回・第11回委員会でいただいた主なご意見

(4) 地域による独自ルールに関するご意見

- インセンティブ交付金については項目ごとや自治体ごとに取組に格差が出ていると思う。低位な項目や自治体についての背景や状況については精査が必要であり、定期的な確認をお願いしていきたい。
 - インセンティブ交付金の評価指標の中で、押印の見直しについては全てではなく一部で実施したことになっているという話も聞かため、今後徹底が必要と受け止めている。
 - 提出先の自治体数が多くある大規模法人では、特にローカルルールの影響がある。
- 事業者不利となる内容については、独自ルールの範疇に加えて、定期的な公表の対象として頂きたいと思う。
 - 一定以上の独自ルールについては、独自ルールの見直しを促す仕組みが必要。
 - 可能な限り独自ルールの撤廃は望ましいものの、地域ごとの特性や社会資源が異なることにも配慮が必要。その場合は、独自ルールを明文化し、利点と欠点（留意すべき点）を整理いただきたい。
 - 印鑑文化がかなり残存しているため、この点についてもさらなる改善に取り組むこととしてはどうか。
 - 実地指導について、極力、電子システム上での確認で良いこととしてはどうか。また、実地指導の指導担当者ごとに、移行支援加算の算定要件に必要な書類が異なるため、独自ルールの改善をさらに推進することとしてはどうか。例) 手続きに必要な説明を記載したガイドラインやハンドブックまたは通知など
- 電子化による様式や記載内容の統一と、窓口により各事業所から意見を出せるようにすることで、過度な独自ルールの解消が期待できる。
 - 簡素化や利便性向上を促進の妨げになっていると判断する事項については、厚生労働省から地方公共団体に指導をお願いしたい。
 - 介護保険施設等に対する実地指導の標準化、効率化等の運用指針の通知がされているが、市町村や担当者によっても対応が異なる現状がある。
- 歯科分野ではローカルルールはないと思うが、LIFEで考えると関係するところがある。フィードバックを行い反映させることについては、自治体ごとにローカルルールがあると難しい。データ提供とフィードバックそれぞれで加算を設定することなども検討してはどうか。

第10回・第11回委員会でいただいた主なご意見

(4) 地域による独自ルールに関するご意見

- 自治体において縦割り行政があり、部署をまたがった対応が出来ない自治体もある。代表的な例は監査についてであるが、監査も一定の文書量の削減はされてきているが、自治体によっては、逆行するような指導を受けているケースもある。自治体の中にも、国がつくっているようなプロジェクトチーム（文書負担軽減に関する）を作ることなども解決策になるのではないかと思う。
- ローカルルールの影響で、経営環境が大きく異なるということになるので、コストに直結するような内容については公表したり、もしくは見直す部分をきちんと情報公開していくことで、多様な他県との情報交換などしながら標準化をしていくことが望まれるのではないかと感じている。
- 1つずつローカルルールの精査を行っていくことは生産性がないと思っており、意見表明の専用の窓口だとかそういったものの中で議論を可視化し、その可視化されたものを公表していくことで都道府県間の齟齬だったり、理解などが修正されていくということが最も適切な対応になるのではなかろうかと感じている。そういったこともあり、地方公共団体側にもバランスの取れた会議体を設置し、その内容も公表していくということで、過剰なローカルルールが少しずつ精査されていくのかなと感じている。

第10回・第11回委員会でいただいた主なご意見

(5) その他のご意見

- 介護保険法や老人福祉法、障害者自立支援法に基づいて、それぞれの担当課（介護保険課、高齢福祉課、障がい者福祉課等）が実地指導や監査に入ることがあるので一本化が必要と考える。
 - リハビリテーションの質の維持と制度の簡略化を目的として、リハビリテーション期間を限ってリハビリテーションの医療保険の提供ができる制度を導入することが考えられる。
 - サービスによって、記録の記載に関して必要な内容が異なるため、簡素化される事でしっかりと引継ぎがなされず、事故に繋がるケースも考えられるため検討の余地があるのではと考える。
-
- 実地指導について、事業者育成の観点も踏まえたうえで、実地制度については適正に検討いただきたい。
 - 訪問介護計画書は、居宅サービス計画書のような様式が定められていない。このため、標準的な訪問介護計画書の様式の提示がされれば、適切な計画作成を可能とするとともに、実地指導時に、訪問介護計画書に係る内容の不備の指摘もなくなり、事務負担の軽減につながると思われる。
 - 各種調査においては、類似の調査項目のものがあつたり、調査実施時期が重なることが多いため、事業所の負担となっています。既存の公表データを活用するなど、負担軽減に向けた配慮をお願いしたい。
 - 処遇改善・特定処遇改善・ベースアップ処遇改善加算、目的が違う加算であることは理解しているが、申請および実績の書類を簡素化するために、配分率での調整や根本的な整理ができるようにしていただきたい。
 - 在宅ケアにおける事故報告の報告様式の統一とシステム化の推進をしていただきたい。
 - 報酬請求については、報酬を請求する根拠となる提出書類の簡素化も重要なことであるが、制度創設以降の加算項目の増加により、提出書類も増加することから、今後の加算項目のあり方についてもご検討いただきたい。
 - 通知で不必要とされている文書をいまだに求められている事実がある。
 - ガイドライン等で指定権者が効果的に実務の標準化ができる体制にしてほしい。厚生労働省主催の指定権者に対する研修会等を開催しては如何か。
 - 指定居宅サービス事業所と指定介護予防居宅サービス事業所の更新時期がずれている場合に、時期を一致させることができるようにしていただきたい。

第10回・第11回委員会でいただいた主なご意見

(5) その他のご意見

- 処遇関連の加算については二本化、一本化、この制度自体、加算自体を統合していただくということをお願いしたい。
- LIFEについては、直接入力をしていく手間と、そのために、ある程度取りまとめた記録を取っていかねばいけないというところで手間がかかる。加算等の要件にフィードバックを活用することとなっているが、これもようやく事業所のほうにデータが返ってくるという段階なので、これをどのように活用していくかというのはこれからの話かなと思う。
- LIFEにおいて、自治体に最終的には報酬、加算等々については申請をしていくことになるのですが、これは物すごく複雑多岐にわたっているデータ内容と、フィードバックデータを活用して始めて算定できるというルールになっているので、この解釈論のところ、それぞれの都道府県や市町村に申請について確認を行っても、明確な回答を得られないケースがある。
- ローカルルールの部分でも非常にLIFEが導入されたことによってより一層複雑で、かつ手間が発生しているという現状があるため、算定要件については、Q&Aなどにより全自治体に通達していただく等対応を検討してほしい。
- 書類の様式を全国统一すること、そして、事業者の申告窓口を新設すること、そして、電子申請によりワンストップ化を実現することの3点については、多くの団体に共通した要望であることが確認できたと思う。
- 実地指導について、オンラインでの指摘事項や確認事項、それに基づいて現場で確認しなければいけないものだけを残した上で実地指導をやっていただければかなり短時間で済むと思う。
- ケアプランに載っている情報が毎回、医療に行ったり、介護に戻ってきたりというところで、アナログで毎回情報を収集するというのは解決しなければならないだろうなというのは医療情報、介護情報との連携も含めて必要だなというのは感じている。
- 一番は介護報酬そのものを変えていただいたら、ややこしい手続が要らなくなると思う。
- 事故報告の標準様式については、昨年3月に国から事務連絡を出していただいたが、あくまでも技術的な助言ということで、自治体の中でそれぞれ受け止め方が異なっている。様式の一元化、なおかつ、その提出を電子提出できるように速やかにしていただきたい。

- 中間取りまとめ後の検討すべき主な論点（案）

中間取りまとめ後の検討すべき主な論点（案）

- 第10回及び第11回の本専門委員会では、（1）指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例（2）簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口（3）電子申請・届出システム（4）地域による独自ルール（5）その他について、各項目ごとに専門委員会委員と関係団体からご意見をいただいた。
- 各項目ごとにいただいたご意見について、横断的な観点を念頭に置きつつ、本専門委員会の検討事項として示されている、「介護分野において、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書に関する負担軽減策」を中心に対応の方向性について、検討を深めていくこととしてはどうか。

今後の検討スケジュール（案）

7月21日（木） 第10回委員会
・負担軽減策についての議論他

8月24日（水） 第11回委員会
・関係団体からのヒアリング他

9月29日（木） 第12回委員会（本日）
・負担軽減に関する論点及び方策についての議論他

10月27日（木） 第13回委員会
・とりまとめ他

（第14回以降については、別途調整）

とりまとめ ⇒ 介護保険部会等への報告

（とりまとめ後も適宜の開催を想定）

- 各論点に関する負担軽減策について（案）

(1) 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

現状

- 厚労省のHPにおいて、国が作成した標準様式例をお示ししている。
- 国がお示している標準様式例が、どの程度使用されているのかは不透明である。
- 自治体の独自様式の使用により、押印を求められるケースがある。
- 令和5年度インセンティブ交付金における押印についての評価指標は、全て廃止した場合に評価となるように設定。
- 第10回及び第11回委員会の中では、これまでの文書負担軽減策についての取組が、浸透していないというご意見もいただいたため、令和4年9月に局長通知により、これまでの取組に関する再度の周知を行う予定。
- 電子申請・届出システムでの動作や入力内容、インターフェイス等を踏まえ、指定申請等に係る標準様式例の改定を行い、令和4年9月に事務連絡による周知を行う予定。

対応の方向性（案）

- 老健事業による調査を行い、標準様式例の使用が自治体にどの程度浸透しているのか調査を行ってはどうか。
- 標準化に向けたガイドラインの作成を行い、周知を行ってはどうか。
- 標準様式例は、多すぎても提出書類が増えてしまうなどの問題が発生する可能性もあるというご意見もいただいたことから、令和4年9月に事務連絡で周知を行う予定の標準様式例の使用を基本原則化としてはどうか。
- 国が示している標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること等の所要の法令上の措置を検討してはどうか。
- 様式例の修正等については、今後も専門委員会の中で検討を行って行ってはどうか。

電子申請・届出システム利用開始を踏まえた様式例の改訂一覧

No.	分類	様式番号	様式・付表名
1	居宅施設	第1号様式	指定(許可)申請書
2		第2号様式	指定を不要とする旨の届出書
3		第3号様式	変更届出書
4		第3号の2様式	再開届出書
5		第4号様式	廃止・休止届出書
6		第5号様式	指定辞退届出書
7		第6号様式	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書
8		第7号様式	介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請書
9		第8号様式	介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請書
10		第9号様式※	指定介護療養型医療施設指定変更申請書
11		第10号様式	指定(許可)更新申請書
12		付表1	訪問介護事業所の指定に係る記載事項
13		付表2	訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業所の指定に係る記載事項
14		付表3	訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定に係る記載事項
15		付表4	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項
16		付表5	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の指定に係る記載事項
17		付表6	通所介護事業所の指定に係る記載事項
18		付表7	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項
19		付表8-1	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(単独型)
20		付表8-2	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型)
21		付表8-3	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)
22		付表9	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項
23		付表10	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定に係る記載事項
24		付表11	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所の指定に係る記載事項
25		付表12	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所の指定に係る記載事項
26		付表13	介護老人福祉施設の指定に係る記載事項
27		付表14	介護老人保健施設の許可に係る記載事項
28		付表15	介護医療院の許可に係る記載事項

※介護療養型医療施設は、2024年3月末までで完全廃止となるため、居宅施設の第9号様式は電子申請届出システムの取扱対象外となる

電子申請・届出システム利用開始を踏まえた様式例の改訂一覧

No.	分類	様式番号	様式・付表名	
29	地域密着型	第1号様式	指定申請書	
30		第2号様式	変更届出書	
31		第2号の2様式	再開届出書	
32		第3号様式	廃止・休止届出書	
33		第4号様式	指定辞退届出書	
34		第5号様式	指定更新申請書	
35		付表1	夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項	
36		付表2-1	認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項(単独型・併設型)	
37		付表2-2	認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項(共用型)	
38		付表3	小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定に係る記載事項	
39		付表4	認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項	
40		付表5	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定に係る記載事項	
41		付表6	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る記載事項	
42		付表7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定に係る記載事項	
43		付表8	複合型サービス事業所の指定に係る記載事項	
44		付表9	地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項	
45		付表10	指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項	
46		付表11	指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項	
47		基準該当	第1号様式	登録申請書
48			第2号様式	変更届出書
49	第3号様式		再開届出書	
50	第4号様式		廃止・休止届出書	
51	第5号様式		登録更新申請書	
52	居宅施設_付表1		訪問介護事業所の指定に係る記載事項	
53	居宅施設_付表2		訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業所の指定に係る記載事項	
54	居宅施設_付表6		通所介護事業所の指定に係る記載事項	
55	居宅施設_付表8-1		短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(単独型)	
56	居宅施設_付表8-2		短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型)	
57	居宅施設_付表8-3		短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)	
58	居宅施設_付表11		福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所の指定に係る記載事項	
59	地域密着型_付表10		指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項	
60	地域密着型_付表11		指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項	

介護分野の文書に係る主な負担軽減策

	指定申請	報酬請求	実地指導等	
簡素化 (並行して検討することが有益な項目は柔軟に取り扱う。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出時のルールによる手間の簡素化⑥⑨⑩ ・押印、原本証明、提出方法（持参・郵送等） 		<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導に際し提出する文書の簡素化④⑥⑮⑯ ・重複して求める文書 ・既提出文書の再提出 	<凡例> R元年度の取組 1～2年以内の取組 (R2年～R3年度) 3年以内の取組 (R4年度まで)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式、添付書類そのものの簡素化①②③⑥⑦⑧⑪⑫ ・勤務表の様式、人員配置に関する添付書類 ・その他、指定申請と報酬請求で重複する文書 			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 平面図、設備、備品等⑥ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 処遇改善加算/特定処遇改善加算⑤⑥ 		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化⑥ 			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更届の頻度等の取扱い⑪ 		<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導等の時期の取扱い⑪⑮⑯ 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 更新申請時に求める文書の簡素化⑪ 			
標準化	<ul style="list-style-type: none"> ● 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化⑪ ・複数種類の文書作成（例：介護サービスと予防サービス） ・複数窓口への申請（例：介護サービスと総合事業） ・手続時期にずれがあることへの対応 			
	<ul style="list-style-type: none"> ● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化⑥ 		<ul style="list-style-type: none"> ● 標準化・効率化指針の周知徹底による標準化④⑥⑮⑯ 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等）⑬⑭ 			
ICT等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法 (R4 調査研究事業で最終版完成予定) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請様式のHPにおけるダウンロード⑥ 		<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導のペーパーレス化⑥⑮⑯ ・画面上での文書確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● ウェブ入力・電子申請 (R4 年度下半期から順次利用開始予定) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ● データの共有化・文書保管の電子化 (R4 年度下半期から順次利用開始予定) 			

<<取組を徹底するための方策>>

- 各取組の周知徹底 (特に小規模事業者)
- 国・都道府県から市区町村への支援
- 事業所におけるICT化の推進
- 自治体における取組推進のための仕組みの検討 他

※ ○の数字は、22-23ページに掲載されている、「介護保険最新情報」の中で、関連する「介護保険最新情報」の○数字を記載。

介護分野の文書に係る負担軽減に関連する主な介護保険最新情報

- ① 介護保険最新情報Vol.660 (平成30年6月29日)
「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公付等について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2018/0702095527614/ksvol660.pdf>
- ② 介護保険最新情報Vol.679 (平成30年9月28日)
「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布等について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2018/1001112136569/ksvol679.pdf>
- ③ 介護保険最新情報Vol.680 (平成30年9月28日)
指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2018/1001112413187/ksvol680.pdf>
- ④ 介護保険最新情報Vol.730 (令和元年5月30日)
介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2019/0531131609781/ksvol730.pdf>
- ⑤ 介護保険最新情報Vol.775 (令和2年3月5日)
「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の送付について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku/detail?gno=7026&ct=020060090>
- ⑥ 介護保険最新情報Vol.776 (令和2年3月6日)
「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた対応について」の送付について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2020/0309184409330/ksvol776.pdf>
- ⑦ 介護保険最新情報Vol.805 (令和2年3月31日)
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式の取扱いについて
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku/detail?gno=7111&ct=020060090>
- ⑧ 介護保険最新情報Vol.876 (令和2年9月30日)
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式の取扱いについて
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku/detail?gno=7443&ct=020060090>
- ⑨ 介護保険最新情報Vol.900 (令和2年12月25日)
「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の公布等について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2020/1228111223748/ksvol.900.pdf>
- ⑩ 介護保険最新情報Vol.901 (令和2年12月25日)
押印を求める手続の見直し等のための各種改正(指定申請書の様式の押印廃止)
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2020/1228104950834/ksvol.901.pdf>

介護分野の文書に係る負担軽減に関連する主な介護保険最新情報

⑪ 介護保険最新情報Vol.955 (令和3年3月30日)

「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について(その2)」の送付について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764686.pdf>

⑫ 介護保険最新情報Vol.956 (令和3年3月30日)

指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について(その2)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764682.pdf>

⑬ 介護保険最新情報Vol.1045 (令和4年3月17日)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」等の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000914897.pdf>

(別紙1) (別紙1 別紙(様式)1-7) (別紙1 別紙(様式)8以降) (別紙2-5)

⑭ 介護保険最新情報Vol.1050 (令和4年3月25日)

介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000918804.pdf>

⑮ 介護保険最新情報Vol.1061 (令和4年3月31日)

介護保険施設等の指導監督について(通知)の送付について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000924179.pdf>

⑯ 介護保険最新情報Vol.1062 (令和4年3月31日)

介護保険施設等運営指導マニュアルについて(通知)の送付について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000925370.pdf>

(2) 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について

現状

- 簡素化や利便性向上についての要望を提出する窓口については、これまでは特段の決まりがなかったため、要望の随時の提出が出来るように要望受付フォームを作成し、令和4年9月に局長通知による周知を行う予定。

対応の方向性 (案)

- 受け付ける要望の対象については、規制改革実施計画に合わせて、「介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望」としてはどうか。
- 受け付けた要望については、事務局で精査を行った上で、必要に応じて全国的な諮るべき内容については、専門委員会で議論を行い、個別自治体に対する要望については、事務局から自治体に伝えてはどうか。
- 提出された要望については、定期的に件数や内容の分類を集約した上で、本専門委員会に報告を行い、公表を行ってはどうか。
- 利便性向上のために、窓口を「電子申請届出システム」の機能として実装へ向けた検討も今後進めていってはどうか。
- 地方公共団体においても、国と同様の会議体を制度化すべきというご意見もいただいたが、まずは、本専門委員会を適切に運営し、その状況を踏まえつつ、検討を行ってはどうか。

国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口（案）

- 介護分野の行政手続に関する簡素化、利便性向上に係る要望を随時に提出できる受付フォームを設置し、要望の内容に応じて、専門委員会で改善等の対応に対する検討を行ってはどうか。合わせて地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム	
都道府県名 [必須]	<input type="text" value="v"/>
事業者名 [必須]	<input type="text"/>
電話番号(直通) [必須]	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>
担当者名 [必須]	<input type="text"/>
メールアドレス [必須]	<input type="text"/>
要望の対象を選択して下さい [必須]	<input type="radio"/> 国 <input type="radio"/> 地方公共団体
要望の分類を選択して下さい [必須]	<input type="checkbox"/> 様式・添付書類に関連する要望 <input type="checkbox"/> システムに関連する要望 <input type="checkbox"/> 提出方法に関連する要望 <input type="checkbox"/> 法令・条例に関連する要望 <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/>
要望の詳細をご記載ください。 [必須]	<input type="text"/>

確認

(3) 「電子申請・届出システム」について

現状

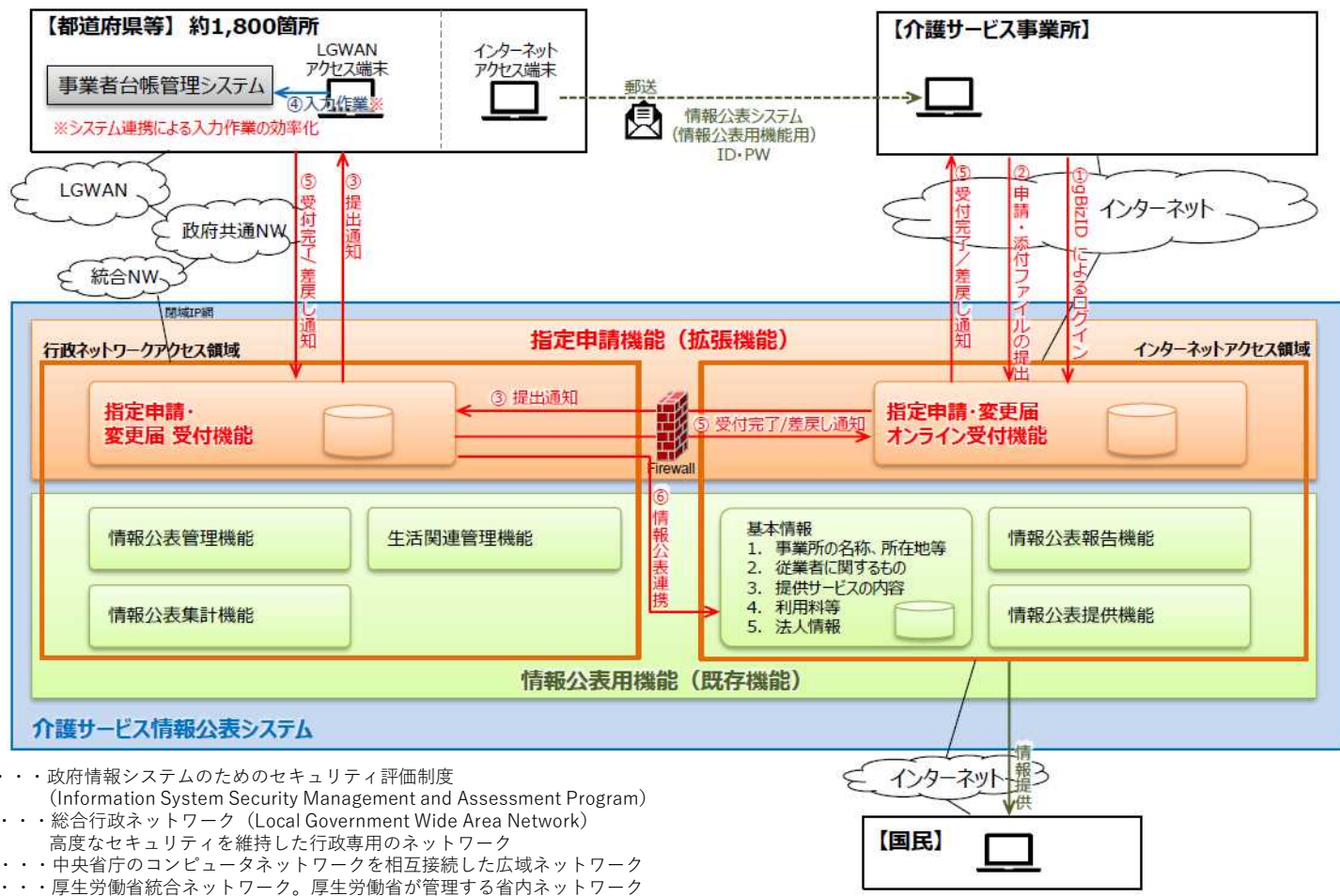
- 提出方法については、持参・郵送・電子メール等がある。
- 自治体によっては、電子メールでの提出が受け付けられないケースがある。
- 第10回及び第11回委員会の中では、これまでの文書負担軽減策についての取組が、浸透していないというご意見もいただいたため、令和4年9月に局長通知により、これまでの取組に関する再度の周知を行う予定。
- 「電子申請・届出システム」の概要については、厚労省HPに掲載をしている。
- 「電子申請・届出システム」については、令和4年度下期から運用を開始予定。
- 全自治体を対象にシステム利用開始時期の意向調査を行っており、令和4年8月22日時点のデータでは、第一期利用開始意向の自治体数が32、第二期利用開始意向の自治体数が73。
- 令和5年度インセンティブ交付金における評価指標の中に、システム・電子メールに関する指標を設定。

対応の方向性（案）

- 伴走支援や好事例の横展開等を行うことにより、早期利用開始へ向けた支援を行っていったらどうか。
- 「電子申請・届出システム」に関するガイドラインの作成を行ってどうか。
- 結果の公表を前提として、定期的に「利用開始時期の意向調査」を実施してどうか。
- 「電子申請・届出システム」の機能については、第10回、第11回専門委員会でのご意見や、利用を開始した自治体のご意見も踏まえながら、今後も検討を行ってどうか。
- 「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化とするために、介護保険法施行規則に、「電子申請・届出システム」について明記すること等の所要の法令上の措置を検討してどうか。

電子申請・届出システムの構築（令和3年度 介護サービス情報公表システムの改修）

- 介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出（紙→電子化）を実現させるための介護サービス情報公表システムの改修を行う。
- なお、ISMMap登録クラウドサービスの利用、障害等に備えたシステムの冗長化等を行い、システムのセキュリティ・信頼性の向上を図る。



(参考) 電子申請・届出システムの機能概要

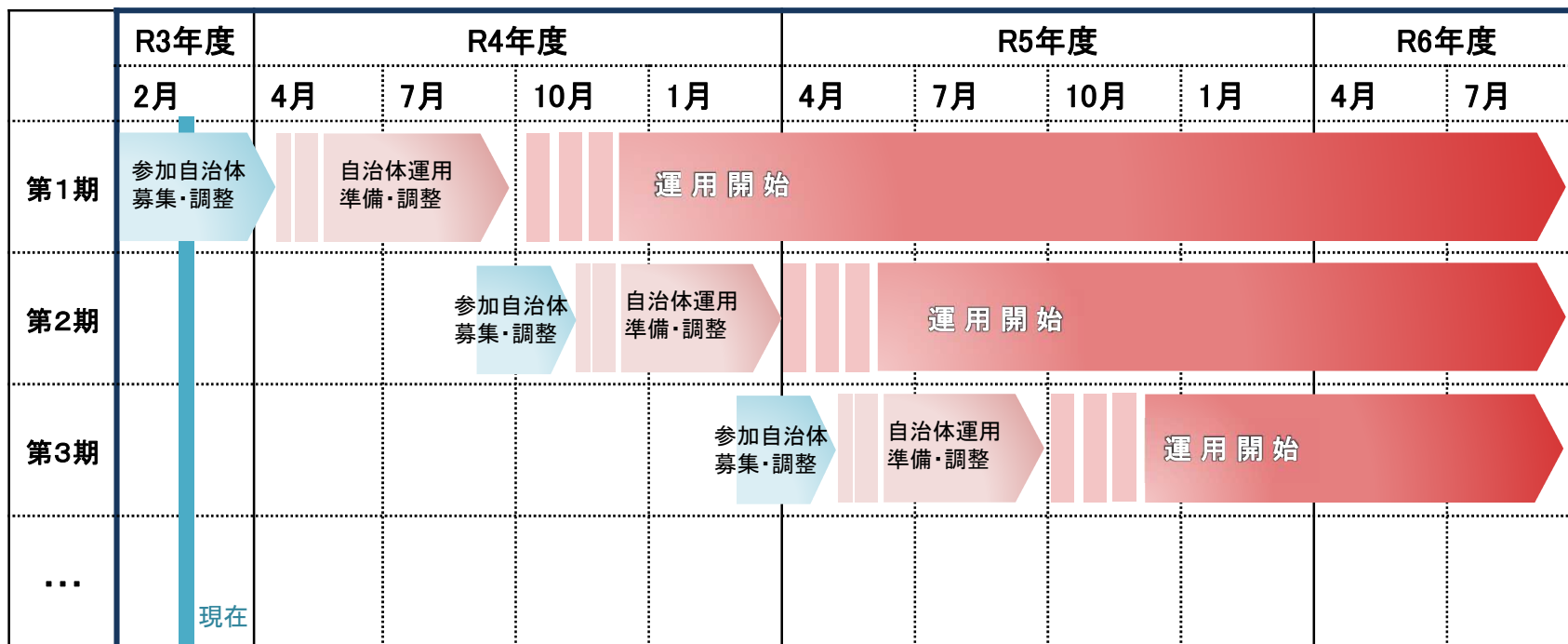
機能	概要
①GビズIDによるログイン	<p>介護サービス事業所が「GビズID」を用いて指定申請機能にログインする。 ※GビズID・・・行政手続等において手続を行う法人等を認証するための仕組み (法人・個人事業主向け共通認証システム)</p>
②申請・添付ファイルの提出	<p>介護サービス事業所は、オンラインにより新規指定申請、変更届出、更新申請等について、提出に必要な項目を入力、またファイルをアップロードし、提出を行う。その他、以下を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 提出した申請・届出の様式一式をダウンロードし、印刷すること。 ● 加算の届出等について、添付書類としてアップロードして提出すること。 ● 提出した申請・届出の受付状況を申請一覧上で確認すること。 ● 新たな申請・届出を行う際には、前回の申請情報に基づいて入力内容がプリセット表示されること。
③提出通知	<p>事業所からの申請・届出等の提出を指定権者に通知する。 指定権者は提出された申請・届出の様式等一式を画面にて確認して、ダウンロードし印刷する。</p>
④事業所台帳管理システムへの入力連携	<p>事業所から提出された申請・届出等について、介護サービス情報公表システムからファイルを出力し、事業所台帳管理システムへ取り込む。また、事業所台帳システムで入力した審査結果の情報や、事業者台帳等の情報について、介護サービス情報公表システムへ取込む。(JSONの予定) ※JSON(JavaScript Object Notation)・・・データ記述言語の1つ。</p>
⑤受付完了・差戻し通知	<p>指定権者は介護サービス事業所の提出した申請・届出等の内容に不備がないことを確認し、介護サービス事業所へ受付が完了した旨を通知する機能。その他、以下を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 提出内容に不備がある場合に申請者に差し戻すこと。 ● 受付完了又は差戻しの通知時に、受付結果のコメントの記入やファイルを添付すること。
⑥情報公表用の報告内容登録時におけるデータプリセット	<p>指定申請機能を用いて登録された介護サービス事業所の情報について、情報公表用の報告データを登録する際に、申請内容からデータをプリセットする機能。</p>

電子申請・届出システム 導入スケジュール

指定申請等のウェブ入力・電子申請は第1期(令和4年度下期)、第2期(令和5年度上期)、第3期(令和5年度下期)に分けて運用を開始し、利用可能な自治体数を順次拡大していきます。

各期における利用自治体の募集や調整は、別途事務連絡等で行います。

【導入スケジュール案】



画面イメージ

介護サービス情報指定申請システム

お問い合わせ先 ヘルプ ユーザー情報 ご利用条件 ログアウト

メニュー > 新規指定申請

申請先選択 > 第1号様式入力 > 付表入力トップ > 添付書類 アップロード > 確認

付表1 情報登録

付表情報を入力して下さい。
訪問介護事業を事業所以外の場所で一部実施する場合には、実施する事業所の情報も入力して下さい。

事業所	フリガナ					
	名称					
	主たる事業所の所在地	郵便番号		住所		
	連絡先	電話番号		FAX番号		
管理者	フリガナ			郵便番号		
	氏名			住所		
	生年月日					
	訪問介護職員等との業務の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無				
	同一地域内の他の事業所又は施設の利用者の就業等との業務(兼務の場合記入)					
	名称					
	業務する職種					
勤務時間等						

付表 (WEBフォーム)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>



説明資料・動画を公開中

介護サービス情報指定申請システム

お問い合わせ先 ヘルプ ユーザー情報 ご利用条件 ログアウト

メニュー > 新規指定申請

申請先選択 > 第1号様式入力 > 付表入力トップ > 添付書類 アップロード > 確認

添付書類アップロード

付表1

添付書類	参考様式	新規指定申請時	備考
1 施設事業認定能力評価書	参考様式1	参照... XXXXXX.	jpg形式
2 就業者の勤務時間表(施設内勤務一覧表)	参考様式2	参照... ファイルが選択されていません。	xlsx形式
3 サービス提供責任者の履歴	参考様式3	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
4 平面図	参考様式4	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
5 運営規程	参考様式5	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
6 利用者からの苦情を処理するための議事録の概要	参考様式6	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式

付表4

添付書類	参考様式	新規指定申請時	備考
1 施設事業認定能力評価書	参考様式1	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
2 就業者の勤務時間表(施設内勤務一覧表)	参考様式2	参照... ファイルが選択されていません。	xlsx形式
3 サービス提供責任者の履歴	参考様式3	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
4 平面図	参考様式4	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
5 運営規程	参考様式5	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式
6 利用者からの苦情を処理するための議事録の概要	参考様式6	参照... ファイルが選択されていません。	pdf形式

添付ファイル

自治体の利用開始時期の意向（2022年8月22日時点）

利用開始時期	第一期（令和4年度下半期）	第二期（令和5年度上半期）	第三期（令和5年度下半期）	第四期（令和6年度上半期）	第五期（令和6年度下半期）	その他	回答数合計	総計(n)
都道府県	2 4.3%	4 8.5%	8 17.0%	11 23.4%	9 19.1%	13 27.7%	47 100.0%	47
指定都市	4 20.0%	1 5.0%	2 10.0%	4 20.0%	4 20.0%	3 15.0%	18 90.0%	20
特別区	1 4.3%	1 4.3%	4 17.4%	1 4.3%	6 26.1%	7 30.4%	20 87.0%	23
中核市	2 3.2%	6 9.7%	9 14.5%	4 6.5%	15 24.2%	15 24.2%	51 82.3%	62
市	17 2.4%	41 5.8%	72 10.1%	62 8.7%	163 23.0%	142 20.0%	497 70.0%	710
うち一部事務組合等	0	3	9	3	10	21		
町村	6 0.6%	20 2.1%	103 11.1%	58 6.2%	219 23.5%	147 15.8%	553 59.3%	932
うち一部事務組合等	0	4	59	0	34	28		
回答数合計	32 1.8%	73 4.1%	198 11.0%	140 7.8%	416 23.2%	327 18.2%	1,186 66.1%	1,794
一部事務組合等	0	1	4	1	11	12	29	

(4) 地域による独自ルールについて

現状

- 独自ルールを解消し標準化へ向けた取組として、通知等により本専門委員会で決定した事項等の周知を行ってきた。
- 令和4年度インセンティブ交付金の評価指標の結果については、項目や自治体ごとに格差が出ている。
- 令和5年度インセンティブ交付金の評価指標は、中間取りまとめと規制改革実施計画の内容も踏まえて見直しを実施。
- 実地指導に関する周知を通知等によって行ってきたが、自治体や担当者ごとにローカルルールがある。
- 第10回及び第11回委員会の中では、これまでの文書負担軽減策についての取組が、浸透していないというご意見もいただいたため、令和4年9月に局長通知により、これまでの取組に関する再度の周知を行う予定。

対応の方向性（案）

- 老健事業による調査を行い、地方公共団体における独自ルールの有無・内容を整理し、公表を行ってはどうか。
- (1)～(3)に関する対応を行うことにより、ローカルルールの解消にもつながっていくのではないか。

令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標

- 令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標における文書量削減の項目を、「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた対応について（その2）（老発0330第1号令和3年3月30日）」において示した文書負担軽減の取組項目を踏まえて修正

（令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標抜粋（都道府県・市町村共通））

項目	ポイント
ア 押印の見直しによる簡素化	指定申請書等への押印は不要とする。
イ 提出方法（持参・郵送等）の見直しによる簡素化	（1）新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、すでに複数事業所を運営している事業者の場合については更なる対面を必須としない等、場合分けを行った上で対応する。 （2）更新申請・変更届については、原則、郵送・電子メール等による提出とする。 （3）ただし、いずれの場合も、持参を希望する事業者については、持参できることとする。 ※(1)～(3)全て実施で評価
ウ 人員配置に関する添付資料の簡素化	添付資料は人員配置基準に該当する資格に関する資格証の写しのみとする。自治体において代替の確認方法がある場合には、資格証の写しの提出も求めないこととする。
エ 施設・設備・備品等の写真の簡素化	写真の提出を求める場合は、自治体が指定にあたって現地を訪問できない場合に限り提出を求めることとする。
オ 運営規程等への職員の員数の記載方法の簡素化	○運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」の記載について、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することを認める。 ○実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業者の員数」に変更があったとするのは、1年のうち一定の時期を比較して変更している場合とし、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りるものとする。
カ 変更届の標準添付書類の対応	変更届の標準添付書類に沿った対応としている。
キ 更新申請における提出書類の簡素化	介護保険法施行規則において、介護サービス事業者が更新申請に当たり提出が必要な事項のうち、既に指定権者に提出して変更がない場合、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項について、省略可としている。
ク 併設事業所の申請における提出書類の簡素化	（1）介護サービスと介護予防サービスの指定を受ける場合の取扱いについて 介護サービスと介護予防サービスの指定を受ける場合、既に指定権者に提出している事項について変更がない場合、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項について、省略可としている。 （2）指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用について 同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することを可としている。
ケ 実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化	（1）基本項目 ①「標準確認項目」及び「標準確認文書」に基づき実施し、所要時間の短縮を行う。②実施通知は、1か月前までに発出し、実地指導当日の概ねの流れをあらかじめ示す。③確認する文書は、実施指導の前年度から直近の実績に係る書類とする。④利用者へのケアの質の確認のための記録等を確認する場合は、3名以内とする。（居宅介護支援事業所の場合は、介護支援専門員1人あたり1名～2名とする）⑤同一所在地等の事業所に対する実地指導及び老人福祉法等の関連する法律に基づく指導・監査の同時実施を行う。 （2）個別項目1 事業所に対し資料（文書等）の提出を求める際、重複した資料の提出を求めない。 （3）個別項目2 既提出文書につき、再提出を不要とする。 （4）個別項目3 ICTで書類を管理している事業所においては、PC画面上で書類を確認する。
コ 指定申請書等の様式例の活用やホームページにおけるダウンロード等	○指定申請（新規・変更・更新）については、原則、以下の厚生労働省ホームページに掲載している様式例及び参考様式を活用し、原則としてExcelファイルの形式にて、外部から分かりやすい形でホームページに申請様式を掲載している。（「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」を含む） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html （11. 指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について） ○「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」は、必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することを可能としている。

令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標の結果

○ 令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標の評価結果は以下のとおり。（令和3年度（予定）までの取組が対象）

都道府県分：Ⅱ 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容
（7）介護人材の確保・生産性向上に係る支援 ⑧

市町村分：Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進 （2）介護人材の確保⑤

	項目	都道府県 (n=47)		政令指定都市・ 中核市 (n=82)		全市町村 (n=1741)		
		実施数	実施率	実施数	実施率	実施数	実施率	
ア	押印の見直しによる簡素化	45	95.7%	77	93.9%	1,469	84.4%	
イ	提出方法（持参・郵送等）の見直しによる簡素化	40	85.1%	52	63.4%	1,184	68.0%	
ウ	人員配置に関する添付資料の簡素化	30	63.8%	57	69.5%	1,216	69.8%	
エ	施設・設備・備品等の写真の簡素化	35	74.5%	38	46.3%	1,025	58.9%	
オ	運営規程等への職員の員数の記載方法の簡素化	「〇人以上」と記載することを認める	47	100.0%	82	100.0%	1,404	80.6%
		実人数を記載する場合、届出は年1回	36	76.6%	64	78.0%	1,158	66.5%
カ	変更届の標準添付書類の対応	37	78.7%	62	75.6%	1,405	80.7%	
キ	更新申請における提出書類の簡素化	31	66.0%	55	67.1%	1,150	66.1%	
ク	併設事業所の申請における提出書類の簡素化	介護・介護予防の指定を受ける場合の取扱い	34	72.3%	58	70.7%	1,150	66.1%
		指定の有効期間の弾力的な運用について	36	76.6%	59	72.0%	944	54.2%
ケ	実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化	基本項目	30	63.8%	62	75.6%	982	56.4%
		重複した資料の提出を求めない	42	89.4%	73	89.0%	1,363	78.3%
		既提出文書につき、再提出を不要とする	41	87.2%	59	72.0%	1,235	70.9%
		PC画面上で書類を確認する	43	91.5%	75	91.5%	1,131	65.0%
コ	指定申請書等の様式例の活用やホームページにおけるダウンロード等	HPへの掲載（原則、Excelファイル形式）	42	89.4%	68	82.9%	1,155	66.3%
		勤務表：各事業所のシフト表等で可とする。	44	93.6%	79	96.3%	1,385	79.6%
	合計	-	81.5%	-	77.7%	-	69.5%	

令和5年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標

- 令和5年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標における文書量削減の項目を、「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた対応について（その2）（老発0330第1号令和3年3月30日）」において示した文書負担軽減の取組項目や、「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」で示された取組内容を踏まえて、評価指標の見直しを実施。

（令和5年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標抜粋（ア～コについては、都道府県・市町村共通））

	項目	ポイント
ア	押印の見直しによる簡素化	指定申請書等への押印は 全て 不要とする。
イ	提出方法（持参・郵送等）の見直しによる簡素化	（1）新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、すでに複数事業所を運営している事業者の場合については更なる対面を必須としない等、場合分けを行った上で対応する。 （2）更新申請・変更届については、原則、 システム・電子メール 等による提出とする。 （3）ただし、いずれの場合も、持参を希望する事業者については、持参・ 郵送 できることとする。
ウ	人員配置に関する添付資料の簡素化	人員配置に関する添付資料は人員配置基準に該当する資格に関する資格証の写しのみとする。自治体において代替の確認方法がある場合には、資格証の写しの提出も求めないこととする。
エ	施設・設備・備品等の写真の簡素化	写真の提出を求める場合は、自治体が指定にあたって現地を訪問できない場合に限り提出を求めることとする。
オ	運営規程等への職員の員数の記載方法の簡素化	（1）運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」の記載について、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することを認める。 （2）実人数を記載する場合にあっても、運営規程の「従業員の員数」に変更があったとするのは、1年のうち一定の時期を比較して変更している場合とし、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りるものとする。
カ	変更届の標準添付書類の対応	変更届の標準添付書類に沿った対応としている。
キ	更新申請における提出書類の簡素化	介護保険法施行規則において、介護サービス事業者が更新申請にあたり提出が必要な事項のうち、既に指定権者に提出して変更がない場合、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項について、省略可としている。
ク	併設事業所の申請における提出書類の簡素化	（1）介護サービスと介護予防サービスの指定を受ける場合の取扱いについて 介護サービスと介護予防サービスの指定を受ける場合、既に指定権者に提出している事項について変更がない場合、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項について、省略可としている。 （2）指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用について 同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することを可としている。
ケ	「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日 老発0331第6号 老健局長通知）の介護保険施設等指導指針「第5 指導方法等」を踏まえた標準化	（1）基本項目 ①「 確認項目 」及び「 確認文書 」に基づき実施し、所要時間の短縮を行う。②実施通知は、1か月前までに発出し、 運営 指導当日の概ねの流れをあらかじめ示す。 ③確認する文書は、 運営 指導の前年度から直近の実績に係る書類とする。④利用者へのケアの質の確認のための記録等を確認する場合は、3名以内とする。（居宅介護支援事業所の場合は、介護支援専門員1人あたり1名～2名とする） ⑤同一所在地等の事業所に対する実地指導及び老人福祉法等の関連する法律に基づく指導・監査の同時実施を行う。 ※①～⑤の全ての項目を実施した場合に算定 （2）個別項目1 事業所に対し資料（文書等）の提出を求める際、重複した資料の提出を求めない。 （3）個別項目2 既提出文書につき、再提出を不要とする。 （4）個別項目3 ICTで書類を管理している事業所においては、PC画面上で書類を確認する。
コ	指定申請書等の様式例の活用やホームページにおけるダウンロード等	○国で様式例を定めている指定申請（新規・変更・更新）全てにおいて、原則、以下の厚生労働省ホームページに掲載している様式例及び参考様式を活用し、原則としてExcelファイルの形式にて、外部から分かりやすい形でホームページに申請様式を掲載している。（「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」を含む） https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html ○「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」は、必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することを可能としている。
サ	システムの活用による標準化	（市町村）システムの利用を開始。（都道府県）管内市区町村がシステムを利用するための支援を実施。

(5) その他

現状

- 事故報告は自治体によって、事故報告のルール（報告基準や報告方法）や国が標準様式を示しているものの、様式も異なるケースがあるため、事務負担等がある。
- ケアプランに載っている情報が毎回、医療に行ったり、介護に戻ってきたりというところで、アナログで毎回情報を収集するのは解決しなければならないだろうなというのは医療情報、介護情報との連携も含めて必要だなというのは感じている。
- 処遇改善加算等を含め、介護報酬制度において、制度創設以降の加算項目の増加により、提出書類が増加している。

対応の方向性（案）

- 事故報告については、今年度、令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査において、標準的な事故報告様式の活用状況等に関する実態把握を行っているところであり、調査結果等を踏まえて、今後の対応の検討を行ってはどうか。
- ケアプランデータ連携システムの運用の中で、今後の対応方法の検討を行ってはどうか。
- 処遇改善加算等を含め、介護報酬制度における加算の在り方については、文書負担や事務負担にも配慮しながら検討を行ってはどうか。

- 取りまとめ骨子（案）



1. 検討の背景・経緯
2. 介護分野の文書に係る負担軽減策の進捗と今後の課題
3. 介護分野の文書に係る負担軽減策の方向性
 - (1) 国が定める標準様式例の使用による標準化
 - (2) 専用の窓口による簡素化・利便性向上
 - (3) 電子申請・届出システムの利用によるICT化
 - (4) 地域による独自ルールの明確化による簡素化・標準化
 - (5) その他
4. 今後の進め方

(参考) 規制改革実施計画について



5. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

(5) 利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築

No.19 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減

【a,b,e,f: 令和4年度措置、c: (前段) 令和7年度措置、(後段): 令和4年度上期措置、d: 令和7年度措置】

a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容及び件数、処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

(参考) 規制改革実施計画 (令和4年6月7日閣議決定) (抄)

- c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続きを完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続きに関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続きの利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続きのデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。
- f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルール of 明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。

(参考) ケアプランデータ連携システムについて



2023（令和5）年4月本格稼働（予定）

「ケアプランデータ連携システム」が来春スタート 業務負担の軽減に繋がるシステム利用をご検討ください

国民健康保険中央会では、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステムを構築しています。

ケアプラン（提供票）をデータで送受信できるようになり、業務の負担軽減に繋がります。

●データ連携で、業務の効率化とコスト削減が期待できます

サービス提供票や居宅サービス計画書など（一部）、手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類をシステム上でデータで送受信できるようになります。書類の記入や転記誤りなど業務負担の削減が期待できます。

一層の利用者支援の向上に！

人件費、印刷費、通信費、交通費など
年間81万6,000円のコスト削減も期待できます。

※調査研究アンケート結果から試算した全国平均の見込み金額



●運用開始までのスケジュール案

2022（令和4）年度							2023（令和5）年度		2024（令和6）年度
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
システム開発						パイロット運用		本稼働	

自治体を限定した形でパイロット運用を予定

本稼働後も、必要な機能改修を実施予定

●システムの概要（ケアプラン連携の業務フロー） 赤字部分がシステムの範囲です。



※安心してやり取りできるよう、セキュリティ対策には十分配慮しています。

必要な環境

- パソコン（Windows10以降）
- 厚生労働省のケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフト
- 介護給付費請求に使用する電子証明書
- ケアプランデータ連携クライアント

（システム利用申請後に利用可能になるため、事前にご用意いただく必要はございません。）

利用料金

- 先行事例や厚生労働省の先行調査研究等を参考に、過度な負担にならないよう検討中です。

公益社団法人 国民健康保険中央会 協力：厚生労働省 老健局高齢者支援課

（参考）

●システム利用時の画面イメージ

画面は開発中のものであり、実際の画面とは異なる場合があります。

提供票送信時の画面イメージ

- ・提供表を送る側の事業所は、新規作成画面で提供表をアップロードし、送信します。
- ・送信した内容を確認する場合は、送信済データ詳細確認画面で確認します。



提供票受信時の画面イメージ

- ・提供表を受け取る側の事業所は、受信一覧画面で受信した提供表をダウンロードします。
- ・受信した内容を確認してから提供表を取り出す場合は、受信データ詳細確認画面で確認を行います。

